

▶ 第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の目的

この計画は、次世代育成支援についての区の施策の方向と具体的な事業計画を定めることを目的としています。

また、子どもを含めた区民の皆様に計画の内容を分かりやすく発信し、区民の皆様とともに計画を実現することを目的としています。

2. 計画策定の背景

平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」では、従来、少子化の主たる要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されています。

国は、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、保育に関する施策など「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従来の取組に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」という4つの柱に沿って、総合的な取組を推進することとしました。

そして、平成17年度から10年の間で集中的に取り組むために「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月法律第120号）を制定しました。この法律によって、都道府県、区市町村および事業者は、行動計画を策定して次世代育成支援対策を実施することが義務付けられることになりました。

これを受け、区では平成17年度～21年度の5か年を計画期間とした「練馬区次世代育成支援行動計画」（以下「前期行動計画」という）を策定しました。しかし、平成17年には予想を上回る少子化の進行が見られたため、平成18年6月には、国の少子化社会対策会議が決定した「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきました。

一方、国は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を設置し、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するためには何が必要であるかに焦点をあてて検討を進め、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。

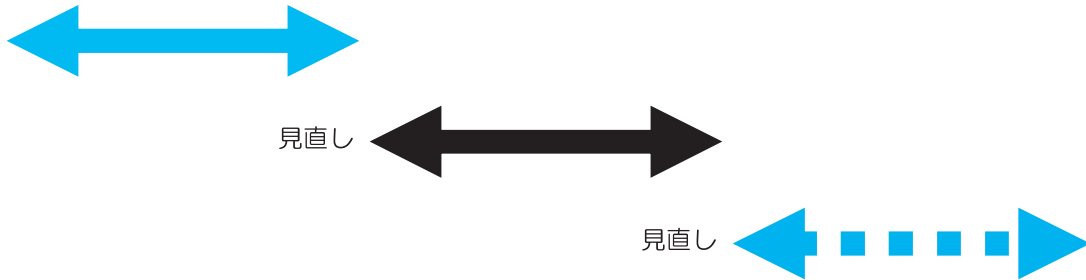
この間、区では「前期行動計画」に基づき、子ども家庭支援センターの整備、子育てのひろばの設置、保育所の定員の拡大など次世代育成支援の取組を進めてきました。本行動計画は、「前期行動計画」の検証を踏まえ、次世代育成支援の一層の推進を図るために、後期の次世代育成支援行動計画として策定しました。

なお、平成21年12月に策定した基本構想や策定中の長期計画（平成22年度～26年度）との整合性を図っています。

3. 計画の期間

本計画は、平成17年度から平成26年度までの10か年計画のうち平成22年度から平成26年度までの後期5年間を計画の期間とします。

前期計画					後期計画					次期計画				
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	・	・	・



4. 計画の対象

- (1) この計画は、子どもと子育て家庭を含むすべての区民と区内の事業主、NPO、行政等すべての個人および団体が対象となります。
- (2) この計画では、「子ども」とは、おおむね18歳未満の児童をいいます。

5. 計画の位置づけ、他の計画との関係

この計画は、区の長期計画を上位計画とする、子どもと子育て家庭に対する施策をまとめた個別計画です。

また、この計画では、練馬区の今後の施策の方向や計画事業の具体的目標を定めています。区では、毎年度の財政状況を踏まえながら、この計画の実現に努めます。

この計画と関連する他の計画との関係は、つぎのとおりです。

(1) 基本構想・長期計画との関係について

「練馬区のめざす10年後の姿」を掲げ、4つの分野のはじめに子ども分野を置いている練馬区基本構想や平成22年度から平成26年度を計画期間とする、長期計画を踏まえており、長期計画の「子ども分野」などの関連分野にある計画を含んでいます。

(2) 保育計画について

練馬区は、児童福祉法（平成15年7月法律第121号）の規定により、保育計画の策定が義務付けられています。この計画は、保育計画を含んだものとして策定しています。

(3) 母子保健計画について

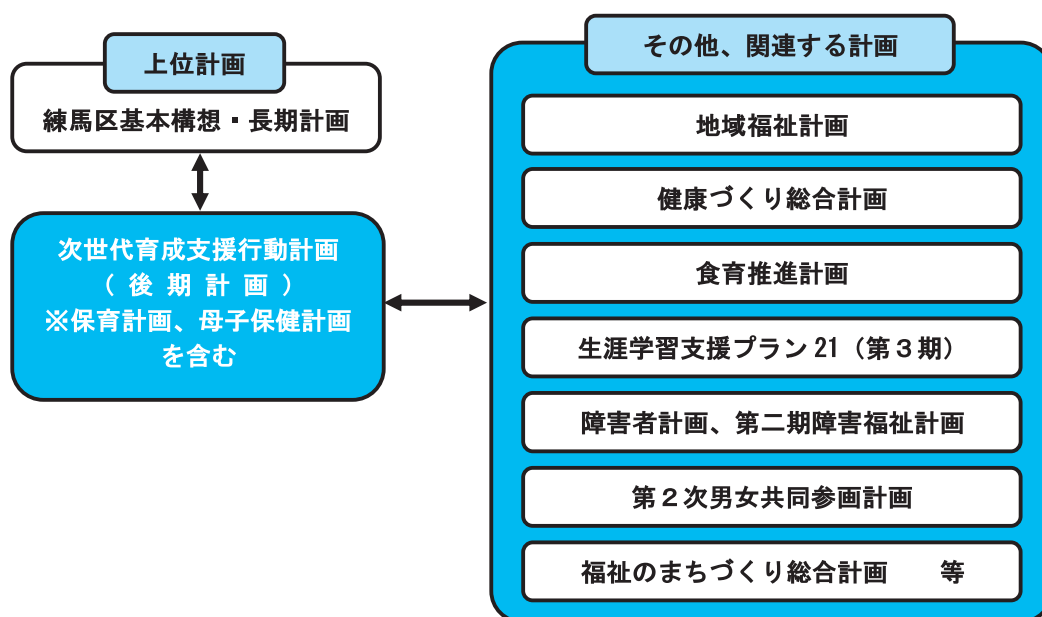
「市町村における母子保健計画策定指針」（厚生労働省 平成8年5月）により策定する母子保健計画についても、この計画の中に含んだものとして、策定しています。

(4) 地域福祉計画について

「社会福祉法」（昭和26年3月29日法律第45号）により策定する地域福祉計画の児童福祉分野に関する分野別計画として策定しています。

（注1）保育計画：保育の申込みのあった児童で、保育の実施がされていないもの（待機児童）の数が、50人以上いる区市町村は、策定する必要があります。

（注2）母子保健計画：国の「健やか親子21（21世紀の母子保健を推進する国民運動計画）」の趣旨を踏まえ、区市町村が策定することになっています。



6. 計画の基本理念

子どもたちが、健やかに生まれ、育つことは、社会の発展に欠かすことができません。練馬区は、すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築くために、次世代育成支援行動計画（前期計画）を作成しました。そこでは、児童憲章や児童の権利に関する条約などを踏まえたうえで、以下の4点を基本理念としました。後期計画においても、これらの基本理念を引き続き掲げ、計画を推進していきます。

- (1) 子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にします。
- (2) 父親・母親を中心とした、家庭の「育てる力」を大切にします。
- (3) 子育ての負担を家庭だけに負わせることなく、地域や職場が子どもと子育て家庭を応援します。
- (4) 行政は、地域や職場と連携しながら、子どもと子育て家庭を応援します。

【トピック】

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、世界中の子どもが健やかに成長できるようにとの願いをこめて、1989（平成元）年に国連総会において採択されました。日本は1994（平成6）年に批准しています。

この条約は前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・保護するために必要となる具体的な事項を規定しています。また、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」では子どもの権利として4つの権利を守ることを定めています。

練馬区では、こうした子どもたちの権利を守るため、様々な施策や事業を行っています。

生きる権利

- ・防げる病気などで命を奪われないこと。
- ・病気やけがをしたら治療を受けられること。

育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- ・考えや感じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

守られる権利

- ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
- ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

参加する権利

- ・自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、自由な活動を行ったりできることなど。

7. 計画目標

子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま

練馬区では、4つの基本理念を実現するため、「子育て、子育てをみんなが応援するまち ねりま」を前期計画に引き続き計画目標に掲げます。

父親・母親その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、地域社会全体で家庭の「育てる力」と子ども自らの「育つ力」を応援することによって、安心して子育てができるまち、そして、子どもが未来に希望を持ち、次代を担う力を身につけることのできるまちの実現を目指します。

8. 計画の推進および実施状況の公表

計画で示した施策の推進や、具体的な事業の実施にあたっては、定期的に計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の事業の実施や、計画の見直しに反映させていくことが大切です。

練馬区では平成14年度から行政評価制度を実施し、施策や事務事業を評価し区政の改革・改善に努めています。

本行動計画ではさらに、事務事業ごとの目標に対する達成度だけでなく、どれだけ区民の方が子育てしやすくなったか、または子育てに満足しているかなどの利用者の視点に立った評価指標を設定し、施策や事務事業の評価をしていきます。

計画を着実に推進していくために「計画・目標＝施策・事業の立案と指標・目標の設定」(PLAN) ⇒ 「実施＝予算編成・事業執行」(DO) ⇒ 「成果の点検・評価」(CHECK) ⇒ 「改革・改善」(ACTION) という一連のサイクルにより計画目標の実現に向けた取組をします。

また、サイクルの「成果の点検・評価」(CHECK) については、行政評価において毎年行う事務事業評価、隔年で行う施策評価と本行動計画独自の評価を連動させて点検・評価を行っていきます。

なお、評価や計画事業(※)の実施状況については年度ごとに、施策・事務事業の評価は評価をした年度ごとに公表するとともに、区民の意見を反映させるため、公募区民、団体代表、学識経験者等で構成する「練馬区次世代育成支援推進協議会」において、施策や事業に関する問題提起や提案を行っていただきます。

※ 重点的に実施する事業で、計画の目標を達成するために進行管理を行う事業